⑿　私設取引システム運営業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
⒀　私設取引システム運営業務における有価証券の売買の内容の審査の方法及び体制並びに当該審査の結果を踏まえた対応に関する事項
⒁　その他私設取引システム運営業務に係る損失の危険の管理又は取引の公正の確保に関する重要な事項
ヘ～リ　［略］
［七～十二　略］

第十条　法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまでに掲げる書類を除く。）

［イ～ハ　略］

ニ　私設取引システム運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

(1)　私設取引システム運営業務を管理する責任者の履歴書

(2)　私設取引システム運営業務に関する社内規則

(3)　私設取引システム運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類

(4)　第八条第六号ホ⑻に掲げる事項が私設取引システム運営業務の安定的な遂行に支障を生ずるおそれがないことを検証し、その結果を記載した書類

ホ　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

［(1)～(3)　略］

(4)　第八条第六号チ⑼に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

2　［略］

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の四　令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第七十条の二第九項第五号ロ、第百二十三条第一項第十八号ト及び第三十号、第十二項第三号並びに第十三項、第百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第七十条の二第九項第五号イ、第百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）の子会社等

［二～五　略］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一～四　略］

ホ～チ　［同上］
［七～十二　同上］

第十条　［同上］

［一・二　同上］

三　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまでに掲げる書類を除く。）

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

ニ　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　第八条第六号ト⑼に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

2　［同上］

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の四　［同上］

一　当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第百二十三条第一項第十八号ト及び第三十号、第十二項第三号並びに第十三項、第百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）の子会社等

［二～五　同上］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　［同上］

［一～四　同上］